

令和6年度被災者の参画による心の復興事業費補助金
補助事業者募集要項

1 趣旨

東日本大震災津波による被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援するとともに、コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等の取組の推進を図るため、被災者の参画による心の復興事業費補助金（以下「補助金」という。）による補助事業を行う事業者を募集します。

なお、補助金は、「被災者支援総合交付金交付要綱（復興庁）」（令和3年4月1日付け復本第503号内閣総理大臣決定）別記1(3)「心の復興」事業の取組支援の趣旨に合致するものとし、「被災者の参画による心の復興事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）及び「被災者の参画による心の復興事業費補助金実施要領」（以下「要領」という。）の規定により実施します。

2 補助金の情報

(1) 定義

ア 被災者 東日本大震災津波による被災者をいう。

イ 支援団体等 特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合、株式会社等の団体（複数の団体等を構成員に含む協議体を含む。）をいう。

(2) 応募可能な事業

①に掲げる要件のいずれにも該当する事業が応募可能です。

ただし、要綱別表第1に規定する「事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業」として応募する場合には、①の要件に加えて、②の全ての要件に該当する事業である必要があります。

（以下、①の要件にのみ該当する事業を「一般事業」、①及び②の要件を満たす事業を「特別事業」という。）

① 一般事業の要件

ア 被災者自身が主体的に参画し、活動する機会を創出する事業であること。

イ 被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援する事業であること。

ウ コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等を支援する事業であること。

エ 対象地域において、多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれる事業であること。

オ 継続的に被災者が参加できる事業であること。

カ 震災の風化防止又は地域活性化を主たる目的とする事業にあつては、震災の風化防止の発信効果又は地域活性化の波及効果が妥当な事業であること。

キ 費用対効果の観点から妥当な事業であること。

ク 対象地域の自治体と連携して実施される事業であること。

ケ 事業の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせる事業でないこと。

コ 対象地域が県内の複数の自治体に渡る事業であること。

サ 復興庁又は他の自治体を実施する「心の復興」事業により、当該事業の経費の一部が補助されていない事業であること。

【事業内容の例】

- ・ 避難先の休耕地などで被災者が農作業を行い、収穫されたもので地域の方々と交流会を実施（農業）
- ・ 避難先の漁業者の協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海に出る機会を創る（水産業）
- ・ まちづくりのイメージを被災者みんなで作成するワークショップを実施（まちづくり）
- ・ 引きこもりがちな独居高齢者等が主体的に手作りグッズの製作・販売等を行い生きがいがづくりにつなげる（ものづくり）
- ・ 被災地自らが生きがいを感じながら「語り部」として震災を伝承する機会を創出（震災の記憶の風化防止）
- ・ 県外避難者の主体的な参画により、教室・交流会や、震災の教訓を防災に生かす活動を展開（県外避難者のつながりの維持）

【対象外の取組】

以下のような取組は本事業の対象外となります。

- 1 一般的な行政ニーズのもの
一般的な行政ニーズに対応するもの（子育て、青少年健全育成、介護、障がい者支援など）
- 2 他の施策で対応するもの
 - ・ 被災者支援総合交付金の別メニューや他の補助金の対象として実施することが適切なもの
 - ・ 基幹事業の効果促進事業として実施することが適切なもの
- 3 見守りなど相談にとどまるもの
見守り・傾聴など個々の被災者の相談等の活動にとどまるもの
- 4 事業内容が心の復興事業の目的に適さないもの
 - ・ 主体的な参画を促すものではなく、サービスの提供に留まるもの
 - ・ 一過性の取組のみを実施するもの
 - ・ 施設・場所の提供のみに留まるもの
 - ・ 印刷物の製作・配布等が主な取組のもの
 - ・ カフェ等の運営を行うのみで被災者が参画する機会の創出に欠けるもの

② 特別事業の要件

①の要件に加えて、以下のアからウまでの要件のいずれにも該当すること。

ア 参加者の半数以上が災害公営住宅等に居住する被災者となるよう計画されており、その計画を達成するための仕組みが設けられていること。

イ 孤立のリスクのある被災者の参画又は参加が得られるよう計画されており、その計画を達成するための仕組みが設けられていること。

ウ 事業に参画した被災者が、自立的に事業を展開するための仕組みが設けられていること。

(3) 応募可能な事業者

(2)に規定する事業を行う支援団体等であって、次のアからクまでに掲げる要件のいずれにも該当する事業者が応募可能です。

なお、1団体が同一年度に申請できる事業は1事業に限ります。

ア 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く。）を主たる目的としていないこと。

イ 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。

ウ 補助事業を的確に遂行する意欲や能力を有していること。

エ 団体の組織及び活動に関する情報開示がなされていること又は補助事業の取組期間中に適正な情報開示がなされる予定であること。

オ 継続的に活動を行う団体であること。

カ 定款規約若しくはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書並びに予算及び決算書が整備

されていること又は補助事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。

キ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

ク 支援団体等が協議体である場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者。

(ア) 構成員である団体等がアからキまでに掲げる要件に適合すること。

(イ) 代表者が定められていること。

(ウ) 補助事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他の規程が定められていること。

a 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

b 協議体の意思決定方法

c 協議体を解散した場合の地位の継承者

d 協議体の事務処理及び会計処理の方法

e その他協議体の運営に関して必要な事項

(エ) 補助事業を行うための一連の手続きについて、複数の者が関与する等、事務手続に係る誤りや不正を未然に防止する体制が整備されていること。

(4) 事業採択

予算の範囲内で、審査の結果上位となった事業から順に採択します。（申請額の下限は100万円とします。）

なお、応募事業が県の定める基準に達しない場合には、採択を見送る場合があります。

また、事業が採択された場合でも補助金額を調整する場合があります。

(5) 補助対象期間

補助金の交付決定日から令和7年3月26日（水）まで

(6) 補助金額

1事業当たり200万円を上限とします。

ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。

なお、特別事業にあつては、150万円を上限に知事が認める額を加算します。

(7) 補助対象経費

事業実施に直接必要となる経費であつて、以下の経費とします。

ア 必要最小限の経費であること。

イ 事業実施期間内に契約、取得及び支払いを完了した経費であること。

ウ 用途、単価、規模等が証拠書類等により確認可能な経費であること。

エ 支援団体等の運営に必要な経常的な経費でないこと。

オ 下表に定める経費であること。

区 分	経 費
報酬、賃金、共済費	職員の雇用等に要する経費等
報償費	講師等に対する報償費等
旅費	旅費及び宿泊費
需用費	消耗品費、燃料費、茶菓代、用紙代及び印刷代等
役務費	通信運搬費、広告料、保険料、振込手数料等
委託料	外部への業務の一部委託に要する費用等
使用料	有料道路使用料や会議室借料等
賃借料	建物や駐車場等の賃借料
備品購入費	備品の購入に要する経費（※）

※ 補助対象となる取組に必要な備品については、原則として、賃借やリースで対応すること。やむを得ず備品の購入を行う場合は、事業の趣旨に合致するとともに、事業の実施に真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限り、汎用性が高く、他事業への転用が容易に可能なものは除くこと。

(汎用性の高い備品の例：机、椅子、書庫、パソコン、プリンタ、カメラ等事業年度（1年）以上にわたり、その形状を変えずに繰り返し使用できるもの。)

※ 事業遂行に当たり備品を購入する必要がある場合は、事前に県へ相談すること。

《補助対象経費の積算にあたっての留意点》

- ・ 本補助事業は、復興庁の「被災者支援総合交付金」を活用して実施するものであり、補助対象経費の積算にあたっては、別添の「復興庁資料・積算内訳記入上の注意事項」の内容に従ってください。
- ・ 採択事業については、別添の「令和6年度被災者の参画による心の復興事業に係る積算根拠資料について」により、積算根拠資料の提出を求めますので、あらかじめ留意願います。（応募時点での積算根拠資料の提出は不要です。）

3 応募方法

(1) 募集期間

令和6年3月26日（火）から令和6年4月26日（金）17時まで（必着）

※書類に不足や明らかな不備があるものは受付できませんので、ご注意ください。

(2) 説明会の開催

ア 日時 令和6年4月9日（火） 11:00～12:00

イ 場所 岩手県庁舎12階 特別会議室（岩手県盛岡市内丸10番1号）※Zoom併用

ウ 参加申込 参加を希望する場合は、別添の「説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、令和6年4月2日（火）までに、電子メール又はFAXで提出すること。（提出先は、下記「7 応募先及び問合せ先」を参照してください。）

エ その他 参加申込を受け付けた後、ZoomのURLを送付します。

(3) 質問書の受付・回答公表

当補助金要綱、要領及び募集要項等に関して質問事項がある場合には、下記により受け付けます。

ア 受付期間

令和6年3月26日（火）から令和6年4月2日（火）まで

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめて、別添の質問書に記入の上、電子メール又はFAXにより提出してください。（提出先は、下記「7 応募先及び問合せ先」を参照してください。）

メール送信の際には、件名に、「令和6年度被災者の参画による心の復興事業費補助金に関する質問」と記載してください。

ウ 回答方法

受け付けた質問については、令和6年4月9日（火）までに、県ホームページの当補助金募集ページ上に掲載するとともに質問者に対して掲載した旨を通知します。

(4) 応募方法

下記「7 応募先及び問合せ先」の住所に書類一式を2部（原本1部、写し1部）郵送するか又は持参してください。

なお、応募に係る経費は、すべて応募者の負担となります。

(5) 応募書類

応募に当たっては、下記の書類を提出してください。提出書類は、可能な限りホチキス止めは避

けてください。

なお、提出物は返却しませんので、御了承ください。

ア 補助金申込書

申請する補助事業の種別（一般事業又は特別事業）、応募事業者の情報を記載するとともに、当要項2(3)の応募可能な事業者要件への該当について確認し、ご提出ください。

イ 事業計画（表紙）

事業名、申請額、対象地域、法人又は団体名、法人又は団体の代表者役職・氏名、問合せ先について記載し、ご提出ください（最大1ページ以内とします）。

ウ 事業計画（1-1）：事業内容

事業の目的・概要、事業の効果・特徴、自治体や地域との連携、参加見込人数、事業内容（令和6年度の取組について）、事業に必要な経費について記載ください。事業内容は、事業計画（1-2）との整合性に留意しつつ、事業の具体的な内容を箇条書きで記載してください（目安として最大10ページ以内とします）。

なお、被災者や被災地のニーズや解決すべき課題は何か、どのようにそれを把握したか、ニーズへの対応や課題の解決に向けて何を目指す（何を成果とする）取組かが分かるような記載としてください。

記載に当たっては、必ず別添様式の記載例をご覧のうえ、参考としてください。

エ 事業計画（1-2）：事業スケジュール

実施しようとする取組の実施スケジュールについて、事業計画（1-1）に記載した取組ごとに分けて記載してください（最大2ページ以内とします）。

オ 事業計画（2）：事業の概要図

事業計画（1-1）等に記載された事業の内容（事業の目的・概要、効果・特徴、取組内容、次年度以降の展開）について、具体的なイメージが把握できるように記載願います（最大1ページ以内とします）。

カ 事業計画（3）：事業者の概要及び実施体制図

事業者の概要及び実施体制図を御提出ください。実施体制図は、構成団体の役割分担（代表団体及び構成団体、協力団体等との役割分担など）が分かるよう記載してください（最大2ページ以内とします）。

キ 応募要件等確認票（一般事業用又は特別事業用のいずれかを提出）

応募事業が当要項2(2)に定める応募可能な事業の要件に該当していることを確認するとともに、該当するとした理由について記載してください。

なお、審査を行うに当たっての参考資料となるものですので、分かりやすく記載してください。

ク 応募者に関する資料（原則、A4版で提出）

- (ア) 定款又はこれに代わるものの写し
- (イ) 直近1年間の事業（活動）報告書（任意団体については、これに代わるもの）の写し
- (ウ) 直近1年間の収支（活動）計算書、貸借対照表又は財産目録（任意団体については、これに代わるもの）の写し

ケ 応募者の活動内容及び応募事業を理解するために参考となる資料（添付任意）

- (ア) 市町村からの同意書等
提出は任意ですが、地域において効果的な取組であることが見込まれるものとして関係自治体の確認がとれるものについては配慮します。
- (イ) その他資料
1事業あたりA4版・片面5枚以内。パンフレット等の場合は9部送付すること。

4 事業の選定

(1) 審査・選定方法

被災者の参画による心の復興事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された書類及び公開プレゼンテーションを基に審査を行い、補助事業を選定します。

また、公開プレゼンテーションとは別に、事業内容等についてのヒアリングを行うことがあります。

ア 公開プレゼンテーション開催日時・場所

令和6年5月下旬に、盛岡市内で開催しますので、応募者は参加してください。詳細は、応募事業者確定後に別途通知します。

イ 公開プレゼンテーション実施方法

- ・ プレゼンテーションの時間については、応募書類の提出があった順番とします。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1者あたり19分（説明5分、質疑応答14分）を予定しています。（ただし、応募者が多数の場合には、短縮することがあります。）
- ・ 応募書類を引用した口頭による説明又はパワーポイント等によるプレゼンテーションを行っていただきます。なお、パワーポイント等によるプレゼンテーションを行う場合、ファイルデータを令和6年5月10日（金）までにメールで事前提出いただきます。詳細は別途通知します。
- ・ 使用するパソコンは、事務局が準備します。持ち込んだパソコンの使用及び当日の追加資料の提出は認めません。また、動画及び音声の再生は不可とします。

(2) 審査基準

審査基準については、以下のとおりとします。

① 一般事業

区分	評価項目
事業内容及び効果	①被災者自身が主体的・継続的に参画し、活動する機会を創出する事業であること。
	②被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援する事業であること。
	③コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等を支援する事業であること。
	④対象地域において、多くの被災者及び関係する地域住民等の参加及び交流が図られる仕組みが設けられている事業であること。
	⑤事業終了後の被災者による自立的な事業展開を見据えている事業であること。
	⑥企画の段階から対象地域の被災者及び地域住民等がともに参加する仕組みが設けられている事業であること。
費用対効果	⑦費用対効果の観点から妥当な事業であること。
連携	⑧対象地域の自治体と連携して実施される事業であること。
体制	⑨事業を適切に実施できるスタッフ、体制を有している団体が行う取組であること。
運営	⑩事業の取組スケジュールが無理のない内容となっていること。
経費	⑪経費の積算が適正であり、事業の適切な執行が期待できる取組であること。

② 特別事業

区分	評価項目
事業内容及び効果	①被災者自身が主体的・継続的に参画し、活動する機会を創出する事業であること。
	②被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援する事業であること。
	③コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等を支援する事業であること。
	④対象地域において、多くの被災者及び関係する地域住民等の参加及び交流が図られる仕組みが設けられている事業であること。
	⑤参加者の半数以上が災害公営住宅等に居住する被災者となるよう計画されており、その計画を達成するための仕組みが設けられている事業であること。
	⑥孤立のリスクのある被災者の参画又は参加が得られるよう計画されており、その計画を達成するための仕組みが設けられている事業であること。
	⑦事業に参画した被災者が、自立的に事業を展開するための仕組みが設けられている事業であること。
	⑧企画の段階から対象地域の被災者及び地域住民等がともに参加する仕組みが設けられている事業であること。
費用対効果	⑨費用対効果の観点から妥当な事業であること。
連携	⑩対象地域の自治体と連携して実施される事業であること。
体制	⑪事業を適切に実施できるスタッフ、体制を有している団体が行う取組であること。
運営	⑫事業の取組スケジュールが無理のない内容となっていること。
経費	⑬経費の積算が適正であり、事業の適切な執行が期待できる取組であること。

(3) 交付決定までのスケジュール（予定）

- | | |
|----------------------------------|----------------------------|
| ① 審査会后、数日以内 | 審査結果の通知・公表 |
| ② 6月下旬 | 事業計画書の内容を精査の上、県から補助金交付額を内示 |
| ③ 7月上旬 | 事業者から県に補助金交付申請書を提出 |
| ④ ③の提出後、概ね2週間以内
(書類に不備等がない場合) | 補助金交付決定 |

なお、②の内示を受けた事業者が、補助金交付決定前に事業に着手する必要がある場合、要領第3に定める「被災者の参画による心の復興事業費補助金交付決定前着手届」を提出することにより、速やかに事業に着手することが可能であることから、事業計画書に記載する事業期間の開始日については、令和6年7月1日以降の日付であれば、補助金交付決定時期以前の日付であっても構わないこと。

5 県等による情報公開

- (1) 事業の「公正性」、「透明性」を高めるため、応募の状況と審査結果は、岩手県のホームページで公開します。
- (2) 提出いただいた資料は、個人情報を除いて、原則、情報公開の対象とします。
- (3) 採択された事業については、広く情報発信をお願いします。事業者等のホームページにおいて、事業の案内、事業内容、事業成果等を掲載してください。
また、当補助事業の実施に際しては、当補助事業による活動である旨を表示してください。
表示を要する媒体の例：パンフレットその他の印刷物、イベント等の看板、当補助事業による活動に関するWebサイト
- (4) 事業終了後には、事業報告書等の資料を県のホームページで公開します。

6 その他

- (1) 応募及び事業の実施に当たっては、本要項のほか、要綱、要領、各種関係法令を順守してください。違反した場合は、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
- (2) 事業の実施に当たっては、活動先での物資の地元調達あるいは地元雇用に配慮してください。
- (3) 本事業の応募にあたっての、事業対象地域の自治体及び県関係機関への相談に際しては、締切り間近ではなく、余裕をもって協議できるよう留意してください。
- (4) 補助対象期間中に成果報告会（令和7年3月頃）を公開で開催する予定ですので、事業が採択された場合には参加してください。
- (5) 採択事業者は、要領第7の規定により、県が別に示す内容により参加者へのアンケートを実施するとともに、アンケート結果を集計し、県が別に定める様式により県に報告する必要があります。
今年度のアンケート内容については、別途、お示しします。
- (6) 本募集は、被災者支援総合交付金の活用を前提としているものであり、被災者支援総合交付金の活用ができない場合は、中止又は変更する可能性があります。

7 応募先及び問合せ先

岩手県復興防災部復興くらし再建課 相談支援担当
〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁舎12階
電話：019-629-6930 ファクス：019-629-6944
電子メール：AJ0004@pref.iwate.jp